

資料編

1 用語解説

あ行

アーバンスポーツ	広い競技場などを必要とせず、都市の中でできる若者の遊びから生まれたスポーツ。
医療的ケア児	人工呼吸器による呼吸管理や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。
インフラ	「インフラストラクチャー (Infrastructure)」の略。道路や鉄道、電気、ガス、上下水道など、産業や生活の基盤を支える施設や設備などの総称。
インフルエンサー	インターネットや SNS などを通じて、人々に広く影響を及ぼす人物。

か行

介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的とした取り組み。
核家族	「夫婦のみ」、「夫婦と未婚の子のみ」、「ひとり親と未婚の子のみ」からなる世帯。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
カーボンニュートラルシティ	2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す都市として本市は令和 4 (2022) 年 2 月 22 日にカーボンニュートラルシティを表明した。なお、環境省では、同様の取り組みを表明した自治体を「ゼロカーボンシティ」として公表している。
基幹20業務	住民基本台帳をはじめとする、住民情報を扱う 20 の業務。国は地方行政のデジタル化を推進するため、令和 3 (2021) 年 9 月 1 日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、全国の自治体に対し、国が示す標準仕様に適合したシステム (標準準拠システム) へと移行することを求めている。
業務継続計画 (BCP)	BCP は、「ビジネス・コンティニューイティ・プラン (Business Continuity Plan)」の略。災害時に行政自らも被災し、ひと、もの、情報などに制約がある中で、優先的に実施すべき業務 (非常時優先業務) を特定し、業務の執行体制、対応手順、必要となる資源の確保などをあらかじめ定める計画。
クラウドファンディング	群衆 (クラウド) と資金調達 (ファンディング) を組み合わせた造語。インターネットを利用して自らの事業計画 (プロジェクト) を公開し、不特定多数の人から必要な資金を集める資金調達の方法。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能 (生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など) を活用し、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間。
光化学オキシダント	工場や自動車などから排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸性物質の総称。
合計特殊出生率	15 歳以上 50 歳未満の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。
国衙	古代の地方行政組織である国の役所群。国府の中核となる施設で、国司などが政務を行った国庁や実務を行う主要な庁舎、官人の日常業務をサポートした施設などが置かれた場所。
国庁	国衙の中心となる政庁で、国司や配下の官人が政務・儀式・饗宴などの「まつりごと」を行った場所。
国府	国衙の外側に広がる空間で、国衙に入らなかった庁舎、駅家、国司や官人の館、国衙で働いた人々の住まい、工房、市などが広がる、地方の政治・文化の中心地。

再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスである。
サイバー攻撃	インターネットを利用して、企業などのシステムに不正に侵入して、データを盗んだり、システムを破壊したりする、悪意ある行為。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。都市計画法に基づき指定する。
市債	主に建設事業を行う際の国や金融機関などからの借入金。
自主防災組織	地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。一般的に、自治会または町内会単位で結成されることが多く、マンション単位でも結成されることもある。
自然増減	出生数から死亡数を減じたもの。
指定文化財	文化財保護法または条例に基づき、貴重なものとして国、県、市より指定を受けた文化財。指定された文化財は現状変更（建造物の修繕、史跡の掘削など）に規制がかかる。
姉妹・友好都市	本市と文化交流や親善を目的として結びついた海外の都市のうち、分野を特定せず包括的に交流している都市。
市民マナーサポーター	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（通称：市民マナー条例）の推進を図るため、市長からの委嘱により、地域での啓発活動を積極的に実施するなど条例の推進をサポートする活動を行う。
社会増減	転入数から転出数を減じたもの。
社会保障関係経費	安心して生活していくために必要な医療、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用。
住工混在	住宅と工場が混在した状態。
住宅確保要配慮者	低額所得者、高齢者、障がい者など、住宅の確保に特に配慮を要する者。
住宅ストック	過去から現在までに建築され、現存している住宅。
住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者など）の入居を拒まない賃貸住宅のうち、一定の規模及び設備などを備えたものを登録し、情報提供することなどにより、安心して居住できる環境の確保を支援するもの。
小学校区防災拠点協議会	本市において、自治（町）会役員、PTA、民生委員、消防団などで構成され、学校職員や市職員と共に、平常時は減災に関する会議や、避難所運営訓練を行い、災害時は主に避難所運営支援などを行う、小学校区防災拠点を地域から支える組織。
人件費	職員の給料や手当などに係る費用。
人生会議（ACP）	ACP は、「アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）」の略。最期まで自分らしく生きるために、人生の最終段階に自分が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組み。
水洗化人口	下水道本管が整備されている地域（下水道処理区域）で、実際に下水道に接続している人口。
生産年齢人口	15 歳以上 65 歳未満の人口。
性自認	自分の性別をどのように認識しているのかを示す概念。

性的指向	どのような性別の人を好きになるかを示す概念。
生物多様性	多種多様な生物が、それぞれ異なる環境に適応しながら相互に影響し合い、生態系を形成している状態。
総合型地域スポーツクラブ	こどもから高齢者まで年齢を問わず（多世代）、様々な種目を（多種目）、各自の興味に応じて初心者から上級者まで参加できる（多志向）環境を提供することを目的に掲げ、地域住民が主体となって運営するスポーツクラブ。
ソーシャルメディア	SNSをはじめ、チャットアプリや動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアの総称。

た行

待機児童	市内在住で保育の必要性が認定され、保育園、認定こども園、小規模保育事業所などの利用申込みが提出されているが、利用できていない児童。このうち、育児休業延長希望者、特定の保育施設のみを希望している者、認可外保育園などの利用者は除く。
脱炭素先行地域	2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用なども含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。本市は、令和7（2025）年5月9日に、第6回脱炭素先行地域に選定された。
ダブルケア	子育て、親や親族の介護の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならないこと。
多文化共生	国籍や民族、文化、習慣などの異なる人々が、互いの違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域包括ケア	高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくという考え方。自治体が地域の実情に応じて深化・推進していくものとされている。
地域防災リーダー	市主催の地域防災リーダー講習を受講し認定された者。災害時は防災知識を生かし自主防災活動を行う。平常時は訓練や研修に参加し、地域防災力向上を目指す。
昼間人口	夜間人口に、通勤・通学による流入を加え、流出を差し引いた人口。
昼夜間人口比率	夜間人口 100 人に対する昼間人口の割合。
デートDV	DV は、「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」の略。恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的などあらゆる形の暴力が含まれる。
デジタルアーカイブ	保有する資料や情報などをデジタル化して保管し、インターネット上でデジタルデータとして共有・利用できる仕組み。
デジタル地域通貨	特定の地域やコミュニティ内でのみ利用できる通貨で、国や中央銀行でなく自治体・企業・NPO などが発行するもの。また、従来の紙媒体の地域通貨とは異なり、デジタルで発行・利用・管理を行うもの。
登録有形文化財	指定文化財よりも選定基準及び登録後の規制を緩やかにすることで、広く有形文化財の保護と活用を目指す制度。例えば、建造物であれば、居住や営業目的で内部を改装することも可能。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路。

な行

**ネイチャーポジティブ
(自然再興)** 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

年少人口 15歳未満の人口。

は行

バイスタンダー けが人や急病人が発生した場合、その付近に居合わせた人。

ハザードマップ 地震、洪水、土砂災害など、過去の災害データや地理情報をもとに、それぞれの地域で起こる災害を予測し、被害範囲及び規模を地図にしたもの。

**パートナーシップ・
ファミリーシップ
届出制度** 同性・異性問わず（同性カップル、事実婚など）、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した二人が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度。また、未成年の子がいる場合、併せて届け出ることができる制度。

パートナーシティ 本市と文化交流や親善を目的として結びついた海外の都市のうち、特定の分野で交流している都市。

パラスポーツ 障がいのある人のために考えられたスポーツや障がいの有無に関わらず取り組めるスポーツ。

バリアフリー 障がい者や高齢者などが日常生活を送るうえでの妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。段差や仕切りなどの解消だけでなく、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを解消することに対しても使われる。

覆砂 水辺の利用促進や底生生物が棲みやすい環境をつくることを目的に、深くなった海底に砂を投入すること。

扶助費 社会保障制度の一環として、法令などに基づいて児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などを援助するために要する費用。

普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校などの公共施設などの整備や用地の取得などに係る費用。

フレイル 加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能など）や社会とのつながりが低下し、複数の慢性疾患の併存なども影響し、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能とされる。

防災カルテ 災害時の防災拠点として位置付けている小学校区ごとに、地域によって起こり得る災害リスクや被害特性を示したもの。

ま行

マンションストック 過去から現在までに建築され、現存している分譲マンション。

や行

夜間人口 調査の時期に調査の地域に常住している人口。常住人口。

ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

遊休農地 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地。

ユニバーサルスポーツ 年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツ。

要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

ら行

ライフサイクル 商品・サービスの原材料調達から、製造、使用、廃棄に至るまでの過程。

ライフステージ 人の一生を、年齢に伴う変化や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分した、生活環境の段階。

老年人口 65 歳以上の人口。

わ行

ワークライフバランス 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

アルファベット

AED 「オートメイティッド・エクスターナル・ディフィブリレーター (Automated External Defibrillator)」の略。自動体外式除細動器。心室細動（心室が痙攣して全身に血液を送り出せない状態）や無脈性心室頻拍（心室が非常に早く動いているのに脈が触れず全身に血液を送り出せない状態）に対し、心臓に電気ショックを与え、心拍を正常化させるための機器。

DV 「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」の略。配偶者などの親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力。

DX 「デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation)」の略。デジタル技術による変革。単なるデジタル技術の導入を示す言葉でなく、業務の無駄を削って価値創造にシフトすることで、市民生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

eスポーツ 「エレクトロニック・スポーツ (Electronic Sports)」の略。コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

ICT 「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology)」の略。情報や通信に関する技術の総称。

LGBTQ+ 性的マイノリティを表す総称の一つで、「レズビアン (Lesbian)」、「ゲイ (Gay)」、「バイセクシュアル (Bisexual)」、「トランスジェンダー (Transgender)」、「クエスチョニング/クィア (Questioning/Queer)」の頭文字を取ったもの。本市では、さらに多様な性を表す「+」を付け加えた、「LGBTQ+」を性的マイノリティの総称として扱う。

NPO 「ノンプロフィット・オーガニゼーション (Non-Profit Organization)」または「ノットフォー・プロフィット・オーガニゼーション (Not-for-Profit Organization)」の略。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野で社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

SNS 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)」の略。ユーザー同士がインターネット上で交流できるサービス。

数字

8050問題 80 代などの高齢の親と、50 代などの自立できない事情を抱える子どもが、社会的孤立や経済的困窮に陥る問題。

次期市川市総合計画策定方針

(令和6年度策定)

第1 目的

本市では、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画として、平成13年度から概ね25年先を展望した「市川市総合計画（I&Iプラン21）」を策定し、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて着実に歩みを進めてきました。

しかしながら、今後は、これまで増加傾向にあった人口も減少に転じ、少子高齢化も加速することが見込まれることから、人口増加を前提としたまちづくりからの転換が求められます。

また、東日本大震災をはじめとした想定をはるかに超えた大規模災害や、国際情勢の不安定化によって、市民の安全安心に対する関心は高まっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、AI（人工知能）等に代表される先端テクノロジーの急速な進展は、市民のライフスタイルや価値観を大きく変容させました。

年々深刻化する地球温暖化、都市インフラの老朽化、経済成長の鈍化や格差の拡大といった問題にも、スピード感をもって対応していかなければなりません。

今後のまちづくりにおいては、このような課題を的確に見極めたうえで、本市のポテンシャルを最大限発揮するとともに、新たな価値を創造することが重要となります。誰もが自分らしく心豊かな暮らしを実感できる持続可能なまちづくりを着実に進めるため、これからの時代に即した総合計画を策定します。

第2 策定のポイント

総合計画は、以下のポイントを踏まえて策定します。

- (1) 社会経済情勢や価値観の変化等を的確に見極め、計画内容を柔軟に見直します。
- (2) 現状や将来予測の分析の下、選択と集中によりメリハリをつけることで、限られた行政資源を最大限に活用します。
- (3) 市民参加、職員参加により多様化する市民ニーズを把握し、これらを計画内容に反映させます。
- (4) 市民に分かりやすいものとするとともに、職員の業務執行の際の指針として常に意識される実効性のあるものとしします。
- (5) 証拠・根拠に基づいて目標や指標を整理し、事業効果を評価しやすい仕組みをつくります。

第3 構成と期間

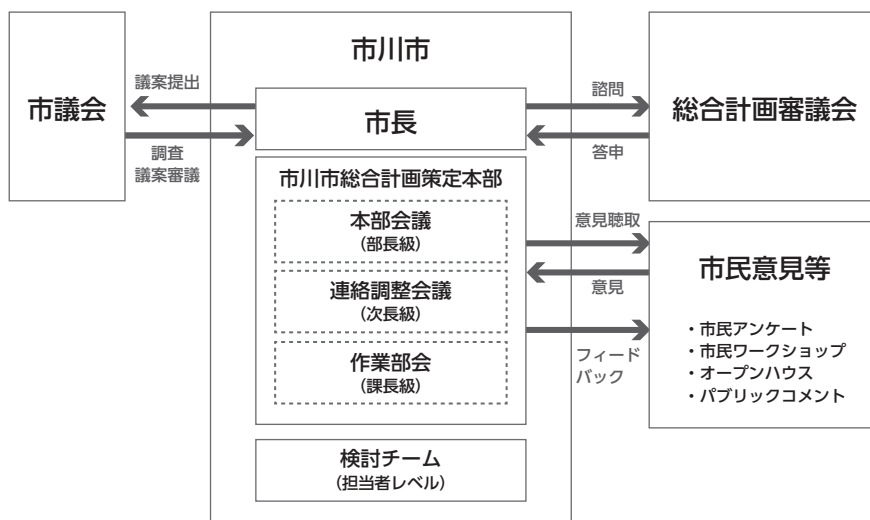
今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応でき、かつ、市民に分かりやすいものとなるよう現行の総合計画と同様、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造を維持します。

計画期間は、令和8(2026)年度～令和32(2050)年度とします。

第4 策定体制

広範な視点からの検討を行うため、総合計画審議会に諮問するとともに、多様な市民参加の機会を設け、市民意見等を幅広く取入れながら策定します。

また、庁内に設置した市川市総合計画策定本部において検討を進めます。



第5 策定スケジュール

総合計画の策定スケジュール（予定）は、次のとおりです。

年度	計画策定		市民意見等
	基本構想部分	基本計画部分	
R5	・市川市総合計画審議会への諮問		・ワークショップ ・オープンハウス
R6	・次期総合計画策定方針の検討		・市民アンケート
	・素案の作成	・現行計画（第三次基本計画）の評価	
R7	・計画原案の作成	・素案の作成 ・計画原案の作成	・市民アンケート ・パブリックコメント
	・市議会への上程		
R8	・次期総合計画開始		

3 計画策定の経過

令和5（2023）年度

月	内容	うち庁内作業
8月	令和5年度第1回市川市総合計画審議会（8/10） ・令和4年度重点推進プログラムの評価について ・次期総合計画の策定について	
9月		第1回次期市川市総合計画検討チーム（9/28） ・市川市総合計画の策定について
10月		第2回次期市川市総合計画検討チーム（10/27） ・市川市の現状について
11月	令和5年度第2回市川市総合計画審議会（11/6） ・諮問 市川市総合計画の策定について ・次期総合計画の構造及び期間について ・次期総合計画策定の基本方針（案）について 第1回市民ワークショップ（11/11） ・市川市の将来都市像について 第2回市民ワークショップ（11/26） ・市川市の将来都市像について	
12月	第3回市民ワークショップ（12/17） ・市川市の将来都市像について	第3回次期市川市総合計画検討チーム（12/19） ・将来都市像等の検討について
1月	第1回オープンハウス（1/8） ・市川市の将来都市像について 第2回オープンハウス（1/21） ・市川市の将来都市像について 第3回オープンハウス（1/24） ・市川市の将来都市像について 令和5年度第3回市川市総合計画審議会（1/30） ・次期市川市総合計画策定方針（案）について ・基本構想について 第4回オープンハウス（1/31） ・市川市の将来都市像について	
3月	令和5年度第4回市川市総合計画審議会（3/26） ・基本構想策定に係るアンケートの実施について	第4回次期市川市総合計画検討チーム（3/19） ・将来都市像等の検討について

令和 6（2024）年度

月	内容	うち庁内作業
4月 ～ 5月	中高生向けアンケート（4/25～5/31） ・次期基本構想の策定に係る市民アンケート 18歳以上向けアンケート（4/27～5/17） ・次期基本構想の策定に係る市民アンケート	
7月	令和6年度第1回市川市総合計画審議会（7/29） ・令和5年度第三次基本計画実施計画の評価について ・基本構想等に係るいちかわの未来に向けたアンケート結果	
10月	令和6年度第2回市川市総合計画審議会（10/23） ・基本構想について ・第三次基本計画の評価に係るアンケートについて	
12月	市民アンケート（12/27～1/17） ・第三次基本計画の評価に係る市民アンケート	市川市総合計画策定本部 第1回本部会議・連絡調整会議（12/5） ・市川市総合計画の策定について
1月	令和6年度第3回市川市総合計画審議会（1/24） ・次期総合計画について	
2月		市川市総合計画策定本部 第1回作業部会（2/26） ・基本計画の策定について
3月	令和6年度第4回市川市総合計画審議会（3/27） ・次期総合計画について ・第三次基本計画実施計画の改定について	

令和 7 (2025) 年度

月	内容	うち庁内作業
5月	令和7年度第1回市川市総合計画審議会 (5/29) ・次期総合計画の体系について ・指標の設定について	市川市総合計画策定本部 第2回作業部会 (5/2) ・基本計画の策定について
6月		市川市総合計画策定本部 第2回本部会議・連絡調整会議 (6/11) ・基本計画の策定について 市川市総合計画策定本部 第3回作業部会 (6/11) ・基本計画の策定について
7月	市民アンケート (7/14～7/31) ・次期基本計画策定に係る市民アンケート 令和7年度第2回市川市総合計画審議会 (7/25) ・令和6年度第三次基本計画実施計画の評価について ・次期総合計画(素案)について	
8月		市川市総合計画策定本部 第4回作業部会 (8/25) ・基本計画の策定について
9月		市川市総合計画策定本部 第5回作業部会 (9/5) ・基本計画の策定について 市川市総合計画策定本部 第3回本部会議・連絡調整会議 (9/29) ・市川市総合計画(案)について 市川市総合計画策定本部 第6回作業部会 (9/29) ・市川市総合計画(案)について
10月	令和7年度第3回市川市総合計画審議会 (10/6) ・次期総合計画(案)について パブリックコメント (10/18～11/16) ・市川市総合計画(案)について	
11月	令和7年度第4回市川市総合計画審議会 (11/19) ・次期総合計画(案)について ・答申について	
12月		市川市総合計画策定本部 第4回本部会議・連絡調整会議 (12/10) ・市川市総合計画(案)について 市川市総合計画策定本部 第7回作業部会 (12/10) ・市川市総合計画(案)について
1月	令和7年度第5回市川市総合計画審議会 (1/27) ・実施計画の策定について	市川市総合計画策定本部 第8回作業部会 (1/14) ・実施計画の策定について 市川市総合計画策定本部 第5回本部会議・連絡調整会議 (1/22) ・市川市総合計画(案)の確定について 庁議 (1/22) ・市川市総合計画(案)の確定について
2月		市川市総合計画策定本部 第9回作業部会 (2/16) ・実施計画の策定について
3月	令和7年度第6回市川市総合計画審議会 (3/23) ・実施計画(案)について	市川市総合計画策定本部 第10回作業部会 (3/9) ・実施計画の策定について 市川市総合計画策定本部 第6回本部会議・連絡調整会議 (3/27) ・実施計画の確定について 市川市総合計画策定本部 第11回作業部会 (3/27) ・実施計画の確定について

4 将来人口推計

※ I はじめに / ①総人口と年齢別人口割合 (P8) 関連

1 推計条件

(1) 推計期間

令和 2 年 (2020 年) ~ 令和 42 年 (2060 年) まで 5 年ごとの 40 年間

(2) 基準人口

令和 2 年 (2020 年) 10 月 1 日時点の国勢調査に基づく人口

※年齢不詳は年齢 5 歳階級別人口比に即して按分

(3) 推計方法

コーホート要因法

※年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因 (出生、死亡、人口移動) ごとに計算して将来の人口を求める方法

(4) 推計モデル

基準値維持モデル

※出生や人口移動に関する近年の傾向が将来にわたって継続すると仮定したモデル

(5) 仮定値

①合計特殊出生率

千葉県「人口動態統計の概況」にて公表されている令和元年から令和 5 年までの過去 5 年間の市川市の合計特殊出生率の平均値 (1.19) が将来にわたって継続すると仮定。

②出生性比

国立社会保障・人口問題研究所「将来の生残率、純移動率、子ども女性比と 0 - 4 歳性比 _ 日本の地域別将来推計人口 (令和 5 (2023) 年推計)」にて公表されている市川市の出生性比 (年ごとに異なる) が将来にわたって継続すると仮定。

③生残率

国立社会保障・人口問題研究所「将来の生残率、純移動率、子ども女性比と 0 - 4 歳性比 _ 日本の地域別将来推計人口 (令和 5 (2023) 年推計)」にて公表されている市川市の生残率 (性別・年齢により異なる) が将来にわたって継続すると仮定。

④純移動率

市川市「住民基本台帳 (各年 3 月 31 日)」から算出した、平成 29 年度から令和 6 年度までの過去 8 年間の平均値 (性別・年齢により異なる) が将来にわたって継続すると仮定。(次ページ表のとおり)

⑤開発人口

柏井町 1 丁目、市川南 2 丁目、八幡 2 丁目における開発による計画人口 (計 5,723 人) に、国勢調査より算出した市外からの転居率 (60%) を乗じた人口増 (計 3,434 人) を考慮。

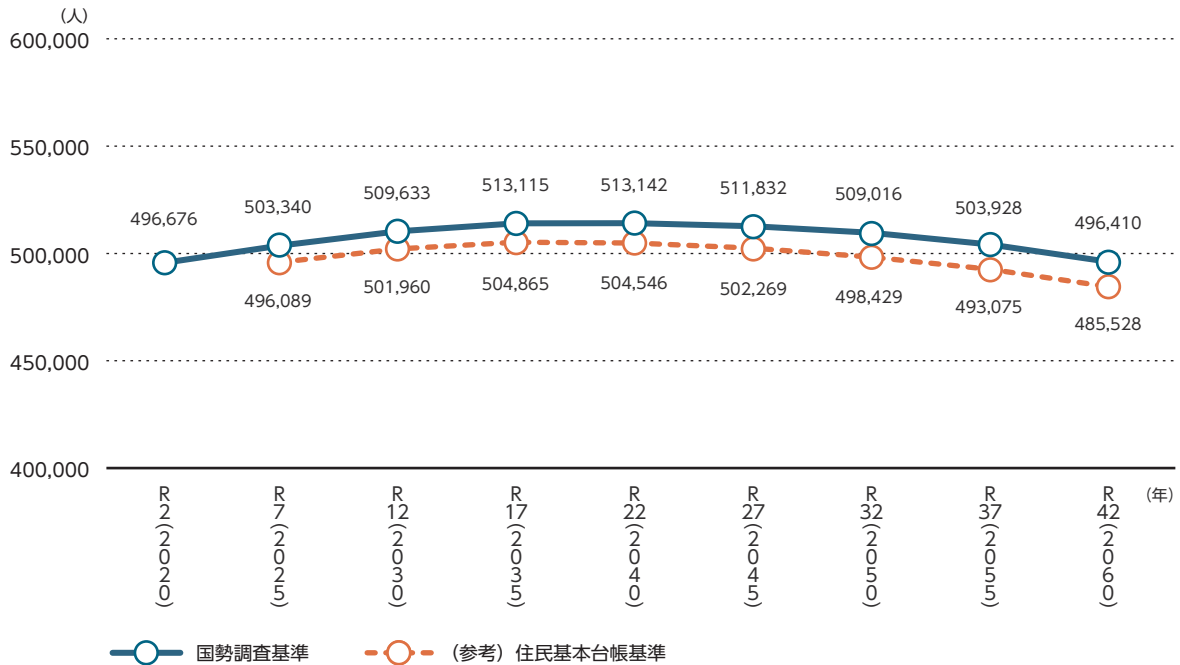
男女別・年齢5歳階級別純移動率の仮定値

期初年齢		期末年齢	男性	女性
0～4歳	→	5～9歳	▲ 0.06698	▲ 0.06421
5～9歳	→	10～14歳	▲ 0.00589	▲ 0.00933
10～14歳	→	15～19歳	0.02714	0.02652
15～19歳	→	20～24歳	0.41723	0.40719
20～24歳	→	25～29歳	0.30081	0.28398
25～29歳	→	30～34歳	▲ 0.01264	0.00255
30～34歳	→	35～39歳	▲ 0.04546	▲ 0.04433
35～39歳	→	40～44歳	▲ 0.02984	▲ 0.02638
40～44歳	→	45～49歳	▲ 0.01839	▲ 0.01372
45～49歳	→	50～54歳	▲ 0.01310	▲ 0.00730
50～54歳	→	55～59歳	▲ 0.01621	▲ 0.01829
55～59歳	→	60～64歳	▲ 0.02640	▲ 0.02585
60～64歳	→	65～69歳	▲ 0.03791	▲ 0.02356
65～69歳	→	70～74歳	▲ 0.03134	▲ 0.02066
70～74歳	→	75～79歳	▲ 0.03326	▲ 0.00946
75～79歳	→	80～84歳	▲ 0.01889	▲ 0.00851
80～84歳	→	85～89歳	▲ 0.02054	▲ 0.01077
85～89歳	→	90～94歳	▲ 0.03127	▲ 0.00504
90歳以上	→	95歳以上	0.00853	0.11923

※▲（マイナス）は転出超過を示す

2 推計結果

将来人口推計結果



(単位：人)

	年齢	将来人口推計結果								
		R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
国勢調査基準	0～14歳	58,802	56,903	55,391	54,750	54,626	53,941	52,313	50,152	48,123
	15～64歳	331,817	336,937	337,377	330,931	318,356	311,754	307,578	305,265	301,865
	65歳以上	106,057	109,500	116,865	127,434	140,160	146,137	149,125	148,511	146,422
	計	496,676	503,340	509,633	513,115	513,142	511,832	509,016	503,928	496,410
(参考) 住民基本台帳基準	0～14歳		54,741	53,646	52,885	54,389	53,464	51,575	49,130	47,053
	15～64歳		334,833	336,267	330,448	316,282	308,604	303,672	300,955	297,164
	65歳以上		106,515	112,047	121,532	133,875	140,201	143,182	142,990	141,311
	計		496,089	501,960	504,865	504,546	502,269	498,429	493,075	485,528

※「国勢調査基準」の基準人口は、令和2（2020）年10月1日時点の国勢調査に基づく人口とする。
 ※「(参考) 住民基本台帳基準」の基準人口は、令和7（2025）年3月31日時点の住民基本台帳に基づく人口とする。
 ※「国勢調査基準」と「(参考) 住民基本台帳基準」の仮定値は、ともにP130～131のとおりとする。

5 市民参加

1 ワークショップ

(1) 開催概要

参加者同士で本市の将来都市像等について話し合い、グラフィックレコーディングにより1枚の絵を完成させた。

回数	日程	場所	参加者
第1回	令和5年11月11日(土)	千葉商科大学	9人(市内在住・在学の大学生)
第2回	令和5年11月26日(日)	市川市役所	26人(18歳以上の市内在住・在勤・在学者)
第3回	令和5年12月17日(日)	行徳公民館	18人(18歳以上の市内在住・在勤・在学者)



各自で「2050年の理想の暮らし」をイメージし、グループで共有



各グループで理想の暮らしを創り出している
「まちの要素」を抽出



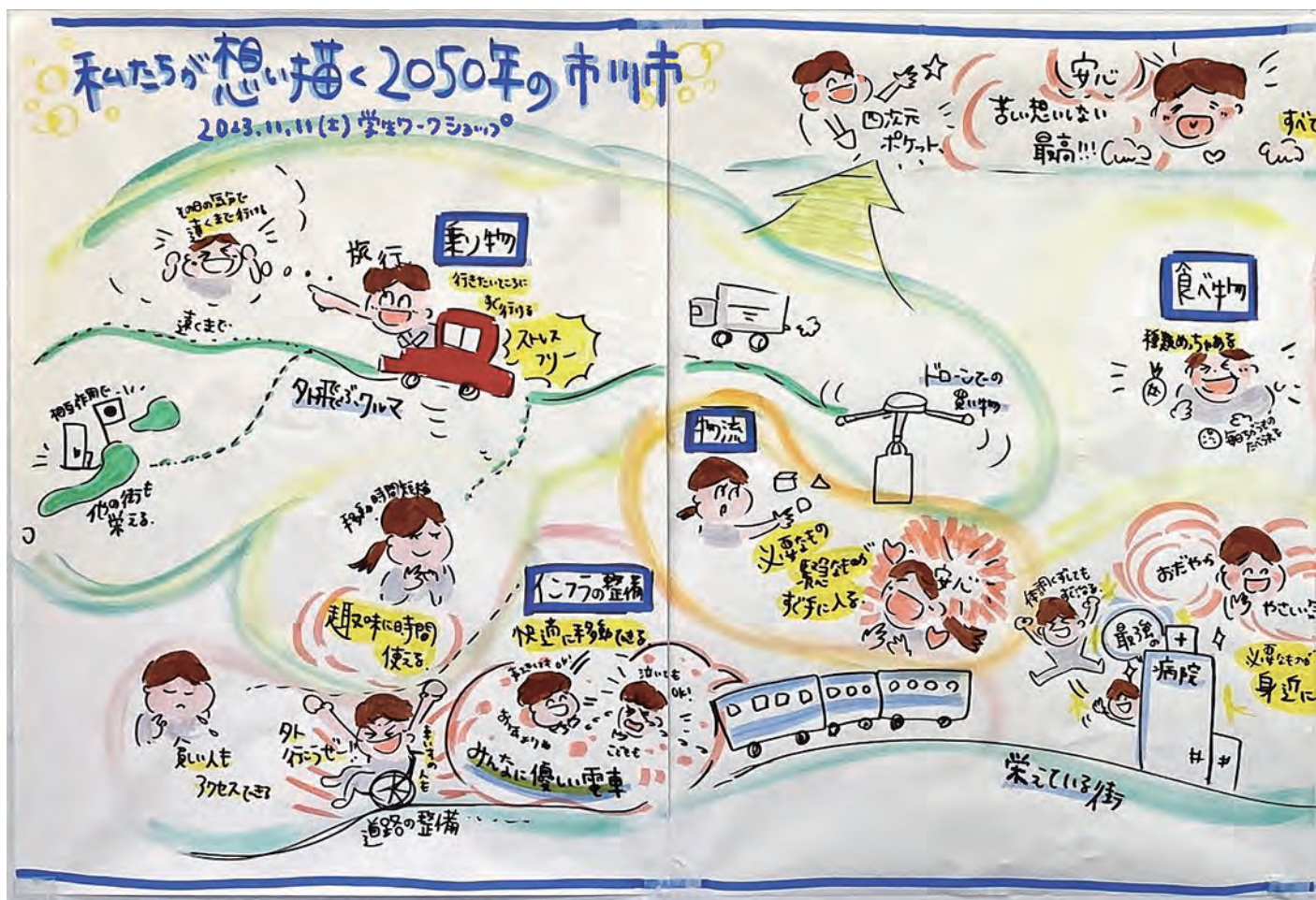
各グループで得られた「理想のまちの要素」を重ね合わせる
(リアルタイムでグラフィック)



参加者が思い描く将来都市像
(1枚の絵として描く)

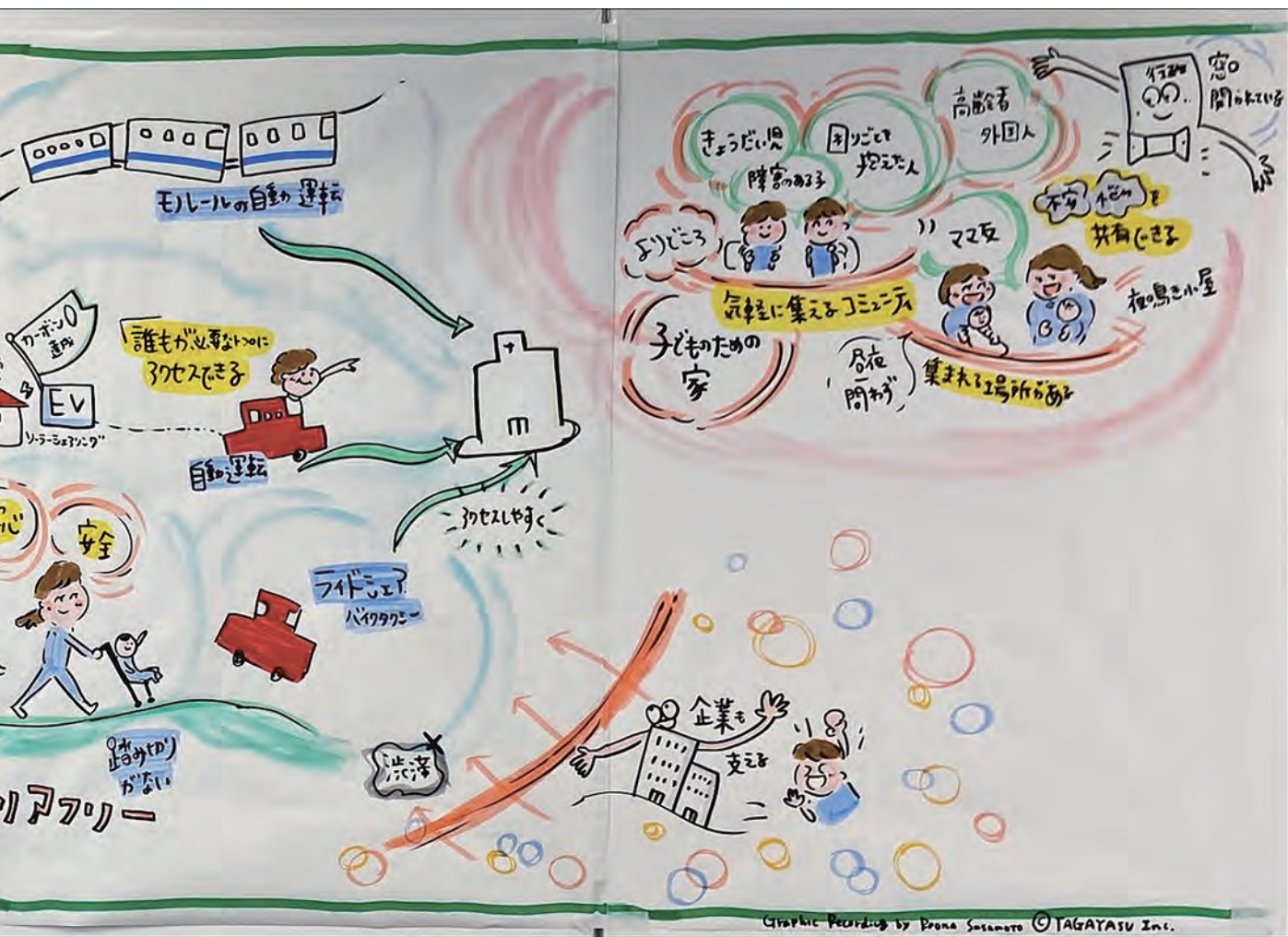
(2) 結果

■ 第1回グラフィック



■ 第2回グラフィック





資料編

■ 第3回グラフィック





資料編

2 オープンハウス

(1) 開催概要

不特定多数の市民等が集まる場所において、説明用のパネルを展示し、職員が本市の現状や課題などを説明しながら、将来都市像等についての意見を聴取した。

	日時	場所	回答数				
			総数	在住	在勤	在学	未回答
第1回	令和6年1月8日(月・祝) 13時～16時	ニッケコルトンプラザ	103	96	3	0	4
第2回	令和6年1月21日(日) 13時～16時	イオン市川妙典店	103	90	3	5	5
第3回	令和6年1月24日(水) 11時～14時	道の駅 いちかわ	32	23	7	1	1
第4回	令和6年1月31日(水) 11時～14時	SOCOLA 南行徳	61	50	10	0	1
計			299	259	23	6	11

(2) 結果

市の自慢は何ですか？	市の課題は何ですか？	2050年まで残したいものは何ですか？	更に良いまちにするために付け加えたいものは何ですか？
<ul style="list-style-type: none"> 交通アクセス 生活利便性 梨 子育て環境 市の施策 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て施策 道路環境 市政運営 交通渋滞が多い ゴミの散乱 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境 梨 住環境 歴史的建物 商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> 道路環境の改善 子育て施策の充実 公園の充実 商業施設の充実 交通アクセス改善



ニッケコルトンプラザ



イオン市川妙典店



周知用パネル

3 アンケート

■ 次期基本構想の策定に係る市民アンケート

(1) 概要

18歳以上向け

調査期間	令和6年4月27日～令和6年5月17日
調査対象	市内在住の18歳以上の市民2,000人
抽出方法	令和6年4月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
有効回答率	38.9%（紙：28.3%、Web：10.6%）

中高生向け

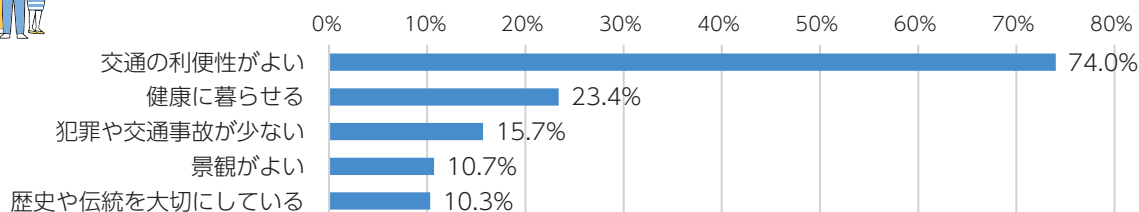
調査期間	令和6年4月25日～令和6年5月31日
調査対象	高等学校15校（県立8校、私立7校）、中学校21校（市立16校、私立5校）
調査方法	チラシ（QR付）の電子データ等を学校経由で配布し、オンラインで回答
有効回答数	高校生665名（市外：51%）、中学生2,146名（市外：3%）

(2) 主な調査結果

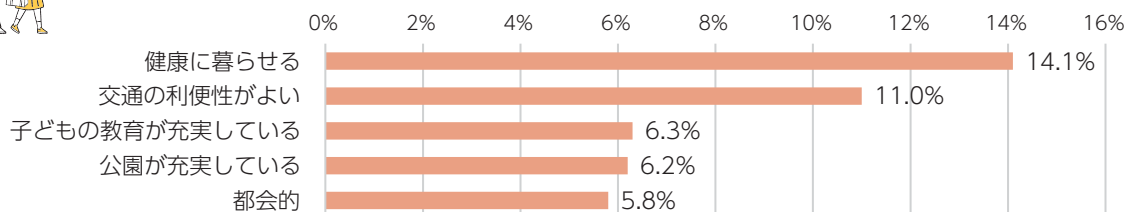
Q. あなたにとって、今の市川市の魅力は何ですか。（複数回答）



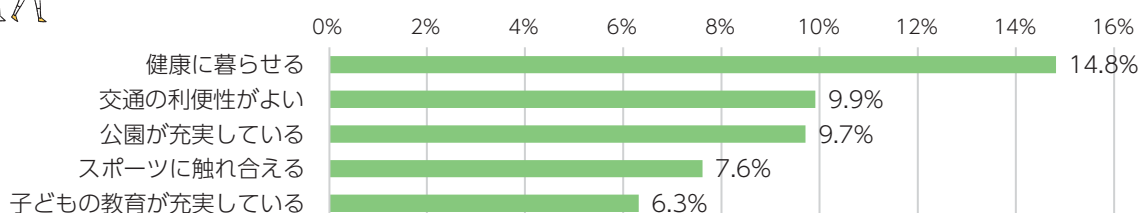
18歳以上



高校生



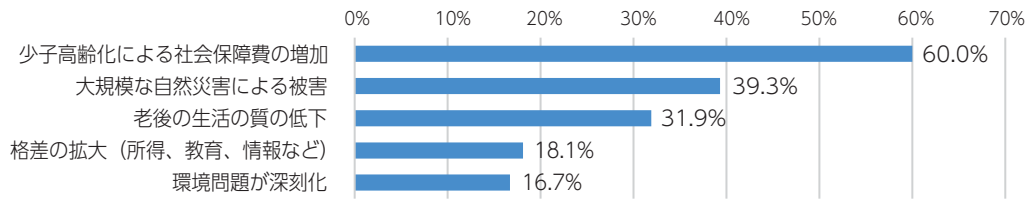
中学生



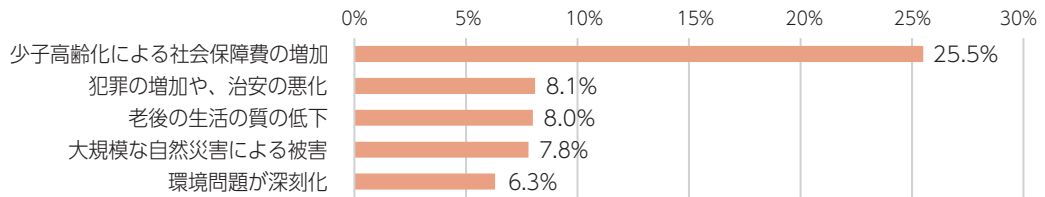
Q. あなたは、将来（2050年頃）の日本や社会を取り巻く課題として、どのようなことが大きいと思いますか。（複数回答）



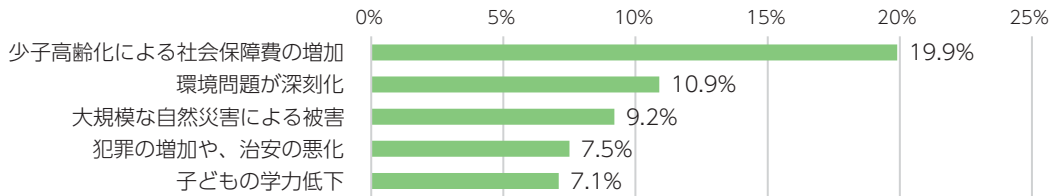
18歳以上



高校生



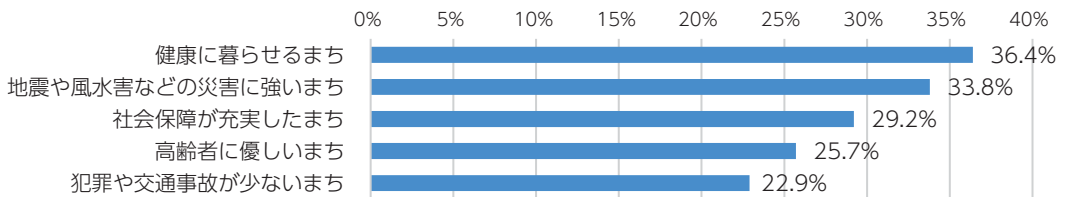
中学生



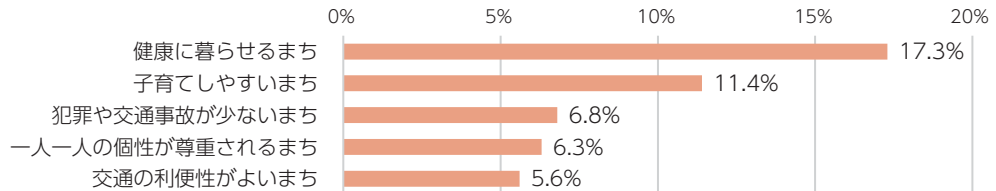
Q. あなたは、将来（2050年頃）、市川市をどのようなまちにしたいと思いますか。（複数回答）



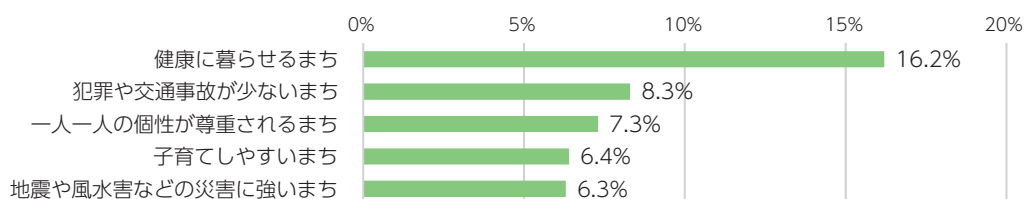
18歳以上



高校生



中学生



■ 第三次基本計画の評価に係る市民アンケート

(1) 概要

調査期間	令和6年12月27日～令和7年1月17日
調査対象	市内在住の18歳以上の市民6,000人(2,000人×3調査票)
抽出方法	令和6年9月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
有効回答率	29.7% (紙：17.1%、Web：12.6%)

(2) 主な調査結果

第三次基本計画全41施策の取り組みの満足度（前回調査との比較）

施策分野	令和6年度調査 (%)	令和4年度調査 (%)	増減 (ポイント)	施策分野	令和6年度調査 (%)	令和4年度調査 (%)	増減 (ポイント)
1. 保健・医療	37.6	26.0	+ 11.6	22. 下水道	30.1	22.9	+ 7.2
2. 子育て	26.3	20.5	+ 5.8	23. 住宅・住環境	19.5	15.5	+ 4.0
3. 地域福祉	22.6	18.0	+ 4.6	24. 公共施設	25.3	23.8	+ 1.5
4. 障がい者福祉	19.9	16.7	+ 3.2	25. 土地利用・景観	26.0	24.2	+ 1.8
5. 高齢者福祉	17.1	20.9	- 3.8	26. 経済・商工業	18.5	17.1	+ 1.4
6. 社会保障・住まい	19.1	18.1	+ 1.0	27. 都市農業	17.7	19.5	- 1.8
7. スポーツ	26.2	22.3	+ 3.9	28. 水産業	17.1	8.4	+ 8.7
8. 子どもの教育	29.8	17.6	+ 12.2	29. 自然環境・生物多様性	28.7	27.1	+ 1.6
9. 生涯学習	15.1	26.5	- 11.4	30. 公園・緑地	33.4	38.7	- 5.3
10. 雇用・労働	14.8	11.4	+ 3.4	31. 水辺	27.8	26.5	+ 1.3
11. 多様性社会	18.2	12.5	+ 5.7	32. 地球環境	17.7	14.0	+ 3.7
12. 平和	23.3	15.7	+ 7.6	33. 生活環境	28.2	19.4	+ 8.8
13. 文化・芸術	29.5	29.4	+ 0.1	34. 資源循環型社会	33.0	30.2	+ 2.8
14. 文化的資産	20.2	18.5	+ 1.7	35. 協働・市民参加	14.4	12.9	+ 1.5
15. 観光	21.0	17.5	+ 3.5	36. 情報発信・提供	31.1	30.2	+ 0.9
16. 危機管理	21.9	21.8	+ 0.1	37. 地域コミュニティ・市民活動	20.0	18.3	+ 1.7
17. 防災	29.1	37.3	- 8.2	38. 行政経営	17.4	17.5	- 0.1
18. 消防	42.1	32.6	+ 9.5	39. 財政運営	14.8	12.0	+ 2.8
19. 市民安全	23.7	33.4	- 9.7	40. 広域行政・大都市制度	16.9	11.9	+ 5.0
20. 交通安全	21.4	23.3	- 1.9	41. 情報政策	24.1	18.6	+ 5.5
21. 道路・交通	21.0	25.7	- 4.7				

■ 次期基本計画策定に係る市民アンケート

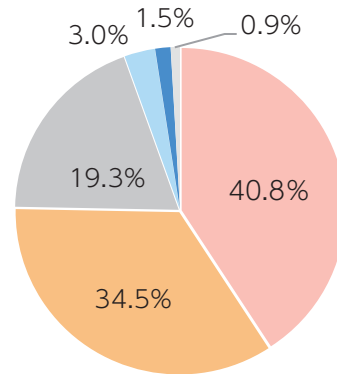
(1) 概要

調査期間	令和7年7月14日～令和7年7月31日
調査対象	市内在住の18歳以上の市民6,000人
抽出方法	令和7年5月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
有効回答率	38.5%（紙：24.9%、Web：13.6%）

(2) 主な調査結果

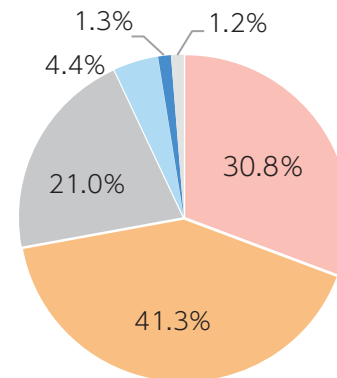
Q. 市川市への愛着を感じますか。

市川市への愛着を感じている市民は「そう思う」と「ややそう思う」を合わせて75.3%である。一方、市川市への愛着を感じていない市民は「ややそう思わない」と「そう思わない」を合わせて4.5%となっている。



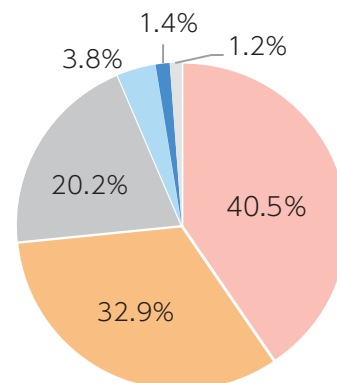
Q. 市川市を住みよいまちだと感じますか。

市川市を住みよいまちだと感じている市民は、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせて72.1%である。一方、市川市を住みよいまちだと感じていない市民は「ややそう思わない」と「そう思わない」を合わせて5.7%となっている。



Q. 今後も市川市に住み続けたいと思いますか。

今後も市川市に住み続けたいと思う市民は、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせて73.4%である。一方、住み続けたいと思わない市民は「ややそう思わない」と「そう思わない」を合わせて5.2%となっている。



■ そう思う
 ■ ややそう思う
 ■ どちらともいえない
 ■ ややそう思わない
 ■ そう思わない
 ■ 無回答

※その他成果指標（P108～117）の現状値を把握

6 市川市総合計画審議会

1 市川市総合計画審議会条例

市川市総合計画審議会条例

昭和50年12月26日 条例第49号
最終改正
平成23年3月28日 条例第4号

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき市川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 6名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 4名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

2 市川市総合計画審議会委員名簿

令和7年11月25日現在

氏名	所属・役職等	備考
石原 みさ子	市議会議員	
江口 孝	京葉瓦斯株式会社 取締役社長 社長執行役員	
大場 諭	市議会議員	
小高 正浩	株式会社ちばぎん総合研究所 調査部長	
影山 育子	千葉県市川健康福祉センター センター長	
朽木 量	千葉商科大学地域連携推進センター センター長	副会長
後藤 哲洋	市川市農業協同組合 常勤監事	
小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長	
小山 朝子	和洋女子大学人文学部 こども発達学科 准教授	
紺野 大輔	連合千葉 総武地域協議会 副議長	
酒井 玄枝	市川市芸術文化団体協議会 副会長	
清水 みな子	市議会議員	
田中 幸夫	市川市保育施設協議会 副会長	
羽石 聡	千葉県市川警察署 地域交通官	
藤井 敬宏	日本大学理工学部 非常勤講師	会長
古屋 彰洋	京成電鉄株式会社 執行役員経営統括部長	
細田 伸一	市議会議員	
松永 鉄兵	市議会議員	
松丸 陽輔	市川市PTA連絡協議会 顧問	
丸金 ゆきこ	市議会議員	
山極 記子	市川商工会議所 理事・事務局長	
山崎 文代	特定非営利活動法人市川市ボランティア協会 会長	

(敬称略 委員名の五十音順)

3 諮問書

市川第 20231012-0015 号
令和5年11月6日

市川市総合計画審議会
会長 藤井敬宏様

市川市長 田中 甲

市川市総合計画の策定について（諮問）

市川市総合計画審議会条例第2条の規定により、市川市総合計画の策定について諮問します。

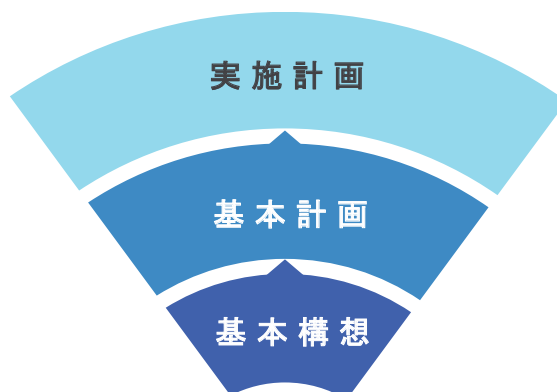
諮 問 資 料

◀ 市川市総合計画の策定について ▶

○市川市総合計画について（現状）

総合計画は、社会経済情勢の変化や人口の見通し、市民意識などを踏まえた長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の将来目標となるものです。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。



(1) 基本構想（概ね 25 年）

基本構想は、計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像等を定めたものです。平成 13 年度から令和 7 年度（概ね 25 年間）を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」をまちづくりの基本理念におき、目指すべき将来都市像として、『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を掲げています。

(2) 基本計画（第三次基本計画・3年）

基本計画は、基本構想に定められた将来都市像を実現するための市の施策を定めたものです。令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を計画期間として策定した第三次基本計画は、まちづくりの目標を『具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり』とし、本市を取り巻く様々な課題に対する実効性・即効性のある施策を定めています。

(3) 実施計画（3年）

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めたものです。第三次基本計画と同じ令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を計画期間として策定した実施計画は、本市の重点課題などを踏まえた事業を定めています。

4 答申書

市川市長 田中 甲 様

令和7年11月25日

答 申

本審議会では、令和5年11月6日付 市川第20231012-0015号「市川市総合計画の策定について（諮問）」を受け、慎重に審議を行ってきた。

ここに、その結果を取りまとめ、答申する。

市川市総合計画審議会
会長 藤井 敬宏
副会長 朽木 量
委員 石原 みさ子
// 大場 諭
// 清水 みな子
// 細田 伸一
// 松永 鉄兵
// 丸金 ゆきこ
// 江口 孝
// 小高 正浩
// 影山 育子
// 小山 朝子
// 小林 俊之
// 紺野 大輔
// 酒井 玄枝
// 田中 幸夫
// 松丸 陽輔
// 山崎 文代
// 後藤 哲洋
// 羽石 聡
// 古屋 彰洋
// 山極 記子

市川市は、平成13(2001)年に、概ね25年先を展望した「市川市総合計画(Ⅰ&Ⅰプラン21)」を策定し、計画的なまちづくりを進めてきた。当該計画の期間満了を迎えるにあたり、市民ニーズや社会経済情勢の変化、市川市の地域特性を踏まえつつ、次世代につながる市川市の新たな総合計画を策定する必要がある。

このような中で新たに策定する「市川市総合計画2050」は、目標年次を令和32(2050)年度とした25年間の長期的な計画としている。計画期間を25年間とした背景には、少子高齢化や大規模地震などを見据えたまちづくり、カーボンニュートラル実現などの一朝一夕では解決できない大きな社会課題があり、市川市がこれらの課題に真っ向から取り組んでいくという決意が表れている。

また、計画の構造は、目指すべき「将来都市像」や「基本目標」を定める25年間の「基本構想」、基本的な施策を定める9年間の「基本計画」、具体的な事業を定める5年間の「実施計画」の3層構造とし、長期的な展望を明示したうえで、その実現に向けて柔軟に対応できる仕組みとなっている。

計画の策定にあたっては、市民アンケートに加え、未来を担うこどもの意見を聞くための中高校生アンケート、大学生も含めたワークショップや、オープンハウス、パブリックコメントなど、多様な市民参加の機会が設けられた。

その結果、「基本構想」には、豊かさ、安心・安全、子育て・教育環境、環境・自然、つながり、文化、活気、住みやすさなど市民の想いが組み込まれている。

また、「基本計画」では、市川市の現状や固有の課題を整理し、子育て世代の定住促進や出生率の向上による「持続可能な人口構成の維持」、地域の結びつきを強化することによる「まちの一体感の醸成」、市内での消費喚起による「地域内経済循環の構築」などを施策横断的に取り組むべき「重点項目」としたうえで、32の施策分野を体系的に定めている。さらに、計画の進捗を評価し、必要な改善につなげるため、市民アンケートの結果(主観的指標)や統計数値(客観的指標)などを組み合わせた効果的な成果指標を定めている。

以上を踏まえ、本審議会は、「市川市総合計画2050」のうち「基本構想」及び「基本計画」について、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画として適切であると判断する。

今後策定する「実施計画」は、「基本構想」及び「基本計画」の内容を十分に踏まえたうえで、実効性のある計画とすることが望ましい。このことから、「実施計画」は期間を5年間としつつも、毎年度見直すことで柔軟性を担保することとしており、今後も継続して本審議会において議論を重ねていくものとする。

最後に、「市川市総合計画2050」で掲げる「将来都市像」の実現に向け、このまちに関わるあらゆる主体が互いに手を取り合い、邁進していくことを期待する。